

空港防災機能施設整備事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日 国空空技第 5 8 2 号
改 正
令和 7 年 9 月 1 6 日 国空空技第 2 3 4 号

(通 則)

第 1 条 空港防災機能施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この補助金は、半島地域及び離島地域における空港の防災機能の強化を図るため、自然災害の発生時における人命の救助活動又は緊急物資若しくは人員等の輸送活動（以下「災害救援活動」という。）の拠点として機能するために必要な施設の整備を促進することを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「半島地域」とは、半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）第 2 条第 1 項で指定する半島振興対策実施地域をいう。
- 二 「離島地域」とは、離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項で指定する離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 2 9 年法律第 1 8 9 号）第 1 条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。
- 三 「地方管理空港」とは、空港法（昭和 3 1 年法律第 8 0 号）第 5 条第 1 項に規定する地方管理空港をいう。
- 四 「地方公共団体」とは、地方管理空港の管理を行う地方公共団体をいう。
- 五 「市町村」とは、地方管理空港が所在する都道府県の区域内の市町村（地方公共団体を除く。）をいう。
- 六 「民間事業者」とは、地方管理空港において航空機給油事業（空港法第 1 5 条第 1 項に規定する空港機能施設事業であって、航空機給油施設を建設し、又は管理する事業をいう。）を行う者をいう。
- 七 「航空機給油施設」とは、屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所を有し、自然災害の発生時には災害救援活動を行うために必要となる燃料を優先的に供給するための施設をいう。

(交付の対象)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、航空機給油施設の新設、増設又は改良を行う空港を管理する地方公共団体に対し、所要経費の一部をこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金（地方公共団体から市町村又は民間事業者に対して交付する間接補助金を含む。）として交付する。

2 前項の交付対象となる事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 災害救援活動に必要となる燃料を貯蔵することができる航空機給油施設（ただし、貯蔵量は災害救援活動を行うために必要な数量に燃料補給に要する期間を考慮した補給数量を加えた数量とし、120キロリットルを上限とする。）の新設又は増設
- 二 災害救援活動に必要となる燃料を貯蔵することができる航空機給油施設（ただし、貯蔵量は災害救援活動を行うために必要な数量に燃料補給に要する期間を考慮した補給数量を加えた数量とし、120キロリットルを上限とする。）の耐震性の確保を目的とした改良

3 第1項の交付の対象となる空港は、半島地域及び離島地域に所在する地方管理空港とする。

(交付の要件)

第5条 前条の航空給油施設は、自然災害の発生時に災害救援活動を行うために必要となる燃料を優先的に供給する目的で設置する施設であることから、平常時から適切に維持管理を行うとともに、災害救援活動を行うために必要な燃料を常時確保（海象条件によって燃料の輸送が困難な場合等の事由により、やむを得ず確保できない場合を除く。以下同じ。）する施設であること。ただし、災害救援活動を行うために必要な燃料を常時確保する場合に限り、平常時に航空機に燃料を供給する目的で使用することを妨げない。

(補助対象経費)

第6条 第4条第2項に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の配分は別表第1のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の10分の8を限度とする。

(補助金交付要望書の提出)

第8条 補助金の交付を受けようとする地方公共団体は、あらかじめ様式第1による補助金交付要望書をその定めるところに従い、国土交通省航空局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

(交付の内定)

第9条 局長は、前条の規定による補助金交付要望書の提出があったときは、補助事業、補助対象経費及び補助金の額を内定し、様式第2による補助金交付内定通知書をその補助金交付要望書を提出した地方公共団体に送付するものとする。

(補助金交付申請)

第10条 地方公共団体は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3による交付申請書を大臣に提出するものとする。また、補助金の増額の交付の申請をしようとする場合にあっては、様式第4を大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第4号に規定する書類は間接補助事業（補助事業であって、市町村又は民間事業者が行う事業をいう。）を行おうとする場合に限る。

- 一 施行令第3条第2項第3号に掲げる事項を記載した書類
- 二 工事を施行しようとする航空機給油施設の設計図書（工事を施行しようとする施設の位置図、平面図、断面図、構造図その他工事の施行に関し必要な図面、各種の構造物の構造計算書（タンク本体、タンク室、タンク基礎、擁壁、舗装等の重要な構造物に係るものに限る。）及び数量計算書とする。）
- 三 消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の規定に基づく危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第6条第1項に規定する設置の許可の申請書の写し又は同令第7条第1項に規定する変更の許可の申請書の写し
- 四 第24条第2項に規定する協定に係る協定書の写し

(補助金交付の決定及び通知)

第11条 適正化法第8条の規定による通知は、様式第5による交付決定通知書を補助金の交付を申請した地方公共団体に送付して行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げは、様式第6による補助金交付申請取下届出書を、適正化法第8条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに、大臣に提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第13条 補助事業又は市町村若しくは民間事業者に対する間接補助金の交付を行う地方公共団体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の一に該当するに至ったときは、遅滞なく様式第7による申請書を大臣に提出し、承認を受けなければならない。

- 一 補助事業に要する費用の配分を変更（別表第2に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき
- 二 補助事業の内容を変更（別表第2に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき
- 三 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに様式第8による補助事業事故報告書を大臣に提出し、そ

の指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付決定に係る国の会計年度（以下「交付決定年度」という。）の4月1日から11月30日のまでの期間について作成した様式第9による補助事業状況報告書を、当該年度の12月15日までに、大臣に提出するものとする。

(実績報告)

第16条 適正化法第14条前段の規定による実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第10による補助事業完了実績報告書（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、様式第7の例による補助事業廃止実績報告書）を、大臣に提出するものとする。

ただし、大臣が他の日を提出時期として指定したときは、その日までに提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 収支精算書
- 二 工事請負に関する事項を記載した書類
- 三 備品等の残存価格を記載した書類
- 四 完成図書（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日における当該補助事業の既施行部分と未施行部分とを明示する図書）
- 五 消防法第11条第5項及び同法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の規制に関する政令第8条第3項に規定する完成検査済証の写し及び同令第8条の2第7項に規定する完成検査前検査の適合の通知の写し

第17条 適正化法第14条後段の規定による実績報告は、交付決定年度の翌年度の4月30日までに、様式第11による補助事業年度終了実績報告書を大臣に提出してするものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 補助事業年度終了実績調書
- 二 収支精算書

第18条 前2条の規定は、適正化法第16条第2項において準用する適正化法第14条の規定による実績報告について準用する。

(補助金の額の確定の通知)

第19条 適正化法第15条の規定による通知は、様式第12による補助金の額の確定通知書を、補助金の交付をした地方公共団体に送付してするものとする。

(補助金の支払い等)

第20条 補助金の支払いは、原則として前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35

号) 第 22 条及び予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 58 条第 4 号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払する。

- 2 大臣は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の請求)

第 21 条 地方公共団体は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 13 による補助金請求書を支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還命令)

第 22 条 大臣は、次の各号に掲げる場合には交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 四 間接補助事業を行う市町村又は民間事業者 (以下「間接補助事業者」という。) が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の補助金の返還期限は、補助金の交付決定の取消の通知の日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(財産の処分の制限)

第 23 条 補助事業者は、適正化法第 22 条の規定により財産の処分について承認を受けようとするときは、様式第 14 による財産処分承認申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第 24 条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、第 9 条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

- 2 補助事業者は、間接補助事業者と災害救援活動のための航空機給油施設の優先的な利用に関する協定を結ばなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第17条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助事業者に間接補助金を支払わなければならない。

別表第 1

費 目

補助対象となる事業	経 費 の 配 分		
	目	細 目	細 分
空 港 整 備 事 業	工 事 費	本 工 事 費 測 量 設 計 費 船舶及び機械器具費 営 繕 費 附 帯 工 事 費	給 油 設 備 工 事 費 電 気 設 備 工 事 費 給排水衛生設備工事費 土 木 ・ 建 築 工 事 費

別表第 2

補助事業の経費の配分の軽微な変更	補助事業の内容の軽微な変更
次に掲げるもの以外のもの (1) 本工事費の各費目相互間又は本工事費の各費目、附帯工事費相互間の流用で、流用による各費目の経費の増減が流用前の経費のそれぞれ 3 割を超えるもの又は流用に係る金額が 5 千万円を超えるもの (2) 船舶及び機械器具費、測量設計費又は営繕費の各費目への流用で、流用による各費目の経費の増加が流用前の経費の 3 割を超えるもの又は流用による経費の増加の結果が規定率※を超えるもの	次に掲げるもの以外のもの (1) 補助金等の交付決定に係る事業計画に基づき、新設、増設又は改良を行う航空機給油施設の施工位置を変更するもの (2) 本工事費又は附帯工事費の各費目の換算数量の増減が 3 割を超えるもの (3) 設備又は機器の型式若しくは規格の変更で、当該変更により設備又は機器の機能が変わるもの

※ 本表でいう規定率とは、船舶及び機械器具費及び営繕費について、当該補助事業の本工事費のそれぞれ 3 %をいう。